

山梨県障害福祉分野のICT導入モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、障害福祉分野におけるICTの活用により障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害福祉サービス事業者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業及び施設障害福祉サービスを行う者、法第5条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業を行う者、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下、「児童福祉法」という。）第6条の2の2第1項又は児童福祉法第7条第2項に規定する障害児支援事業を行う者、児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業を行う者をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金は、障害福祉サービス事業所等における生産性向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等がICTを導入する事業に要する経費を支援するものであり、ICTの活用モデルとなる事業を対象とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、基準額及び補助額は、別表のとおりとする

(補助金の交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）及び事業計画書（様式第2号）を、知事に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付の条件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 規則第5条に基づき補助金の交付決定を受けた障害福祉サービス事業者等（以下、「補助事業者」という。）は、事業内容の変更をしようとする場合は、変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障をきたさない細部の変更であって、補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。
- (2) 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業者は、事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。
ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数（以下「財産処分制限期

間」という。) を経過する日のいずれか長い日まで保管しておかなければならぬ。

(実績報告書の提出)

第7条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、精算払とする。

(補助事業者の義務)

第9条 この要綱において補助を受けるためには、次の要件を満たす必要がある。

- (1) 県が開催するICT導入研修会へ参加すること。
- (2) 客観的かつ定量的な指標に基づいてICT導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について、使用状況報告書(様式第6号)に取りまとめ、知事に報告すること。
- (3) 導入製品の内容や導入効果等についてホームページに公表するとともに、国や県のホームページ等での公表に同意すること。

(財産の処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、財産処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 補助事業者は、前号の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。また、知事の承認を受けて取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除額が0円の場合を含む。)は、仕入控除税額報告書(様式第8号)を速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に提出しなければならない。

なお、知事に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させことがある。

附 則

この要綱は、令和4年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	基準額	補助額
<p>ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等のハードウェア、インカム） イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外） ウ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど） エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）</p> <p>※上記経費は、当該年度中に係る経費のみを対象とする。</p> <p>※アの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。たとえば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を、支援を行う場所で完結でき、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためにのインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。</p> <p>※イのソフトウェアについては、以下の①②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。</p> <p>① 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているものであるもの。</p> <p>② バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、転記等の業務が発生しない一気通貫（転記等の業務が発生しない）の環境が実現できるもの。</p> <p>※ウの通信環境機器等及びエの保守経費等については、アの情報端末及びイのソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。</p> <p>※インターネット回線使用料等の通信費、その他の事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象外。</p>	1 事業所当たり 上限 100 万円	補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額に4分の3を乗じた額（算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）